建築確認に係る検査済証の写し等が添付出来ない理由について

北部保健所長　殿

　令和　　年　　月　　日付けで旅館業許可申請を行った下記営業施設について、令和　　年　　月　　日、北部土木事務所で確認をしたところ、建築確認に係る検査済み証及び、建築確認建築台帳への記載が確認されませんでした。

令和　　年　　月　　日

氏名　　　　　　　　　　㊞

住所

記

営業施設名称　：

営業所住所　：

施設設置年月日　：

参考資料

|  |
| --- |
| 健衛発第0223001号 平成１８年２月２３日 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 各 | ┌ │ └ | 都道府県 指定都市 中核市 | ┐ │ ┘ | 衛生主管部(局)長　殿 |

厚生労働省健康局生活衛生課長

旅館業における関係法令の遵守について

　株式会社東横インが運営する多くのホテル（以下「東横イン」という。）において旅館業法はもとより、建築基準法、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び各自治体の条例に違反していることが明らかにされたところであり、このような事態が生じたことは誠に遺憾であります。  
　つきましては、東横インに対し、関係部局等と連携の上、原状回復等を含めた指導を行う等、厳正かつ適切な対処方をお願いいたします。  
　また、旅館業法施行令第１条に基づく構造設備基準に関する条例では、地域の実情に応じて、障害者用構造設備に関する基準を定めることも可能であることから、今般の事態にかんがみ、関係者の意見も踏まえた上で、障害者等の利便性に十分配慮した運営が図られるように当該条例を活用することについても併せて御配慮願います。  
　今後、このような事態が生じないよう、昭和４４年５月２１日環衛第９０７２号厚生省環境衛生課長通知及び昭和５６年１月３０日環指第１４号厚生省環境衛生局指導課長通知に基づく下記の事項に改めて留意の上、関係部局等とも連携し、関係法令の遵守について、貴管内の旅館業の営業者への指導方をお願いいたします。

記

1．旅館業の営業許可にあたっては、当該営業許可申請書を受理後すみやかに建築関係部局等にも連絡し、当該建築関係部局等から当該営業施設及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを証する建築基準法第７条第５項に規定する検査済証の写しの送付を受けた後に処理するものとし、検査済証の写しの送付を受けるまでの間は、旅館業の営業許可は差し控えるものとされたいこと。

2．営業施設の増改築等に伴う旅館業法施行規則第４条に基づく構造設備の概要等の変更の届出（以下「変更の届出」という。）を怠っている旅館、ホテル等が存在することのないよう営業者に対して変更の届出を厳守させること。

3．変更の届出又は当該変更に係る事前の協議等に際しては、営業者に対して建築法令等を遵守し、十分な措置を講ずるよう指導すること。

4．旅館業法に基づく許可、届出、報告、検査等に際しては、必要に応じて関係部局等に連絡し、又は関係部局等から意見等を求めることとすること。